
介護予防ケアマネジメントの 類型変更

長寿課
地域支援事業担当

目次

- 1 サービス・活動事業の類型
- 2 令和7年度までの介護予防ケアマネジメント
- 3 介護予防ケアマネジメントの類型
- 4 令和8年度からの介護予防ケアマネジメント

サービス・活動事業の類型

従前相当サービス	サービス・活動A	サービス・活動C
訪問介護相当サービス	訪問型サービスA	かむかむ訪問
通所介護相当サービス	通所型サービスA (緩和型通所サービス)	栄養訪問
	通所型サービスA (ミニデイ型サービス)	元気アップリハビリ教室
	いきいきサービス (一色・幡豆)	ころばん教室

令和7年度までの介護予防ケアマネジメント

介護予防ケアマネジメントA	介護予防ケアマネジメントB	介護予防ケアマネジメントC
原則的な介護予防ケアマネジメント	簡略化した介護予防ケアマネジメント	初回のみ介護予防ケアマネジメント
訪問介護相当サービス	訪問型サービスA	かむかむ訪問
通所介護相当サービス	緩和型通所サービス	栄養訪問
元気アップリハビリ教室	ミニデイサービス	ころばん教室 いきいきサービス (一色・幡豆)

介護予防ケアマネジメントの類型

高齢者の選択を支援するための介護予防ケアマネジメントの業務範囲等の明確化

1 実施 要綱	2 ガイド ライン	3 ケアマネ ジメン ト	4 包括 センター
○		○	

- 介護予防ケアマネジメントについて、地域包括支援センターの計画の策定に係る業務負担軽減の視点も踏まえつつ、医療・介護専門職の適切なかわりあいのもとで「高齢者の選択」を適切に支援する観点から、個別のケアプラン作成から地域における包括的なケアマネジメントの実施への重点化を図るため、
- ・ 介護予防ケアマネジメント計画の策定が法令等において必須である場合を整理するとともに、
 - ・ 介護予防ケアマネジメント計画の策定業務以外の、介護予防ケアマネジメントに含まれる業務範囲を明確化する。

	ケアマネジメントA	ケアマネジメントB	ケアマネジメントC	
改正前	考え方	指定介護予防支援と同様に行われるもの	サービス担当者会議の省略や必要に応じてモニタリング時期を設定するなど簡略化が可能	初回のみ実施し、住民主体の支援等につなげ、その後はモニタリング等は行わない。
	対象のサービス	<ul style="list-style-type: none"> ● 従前相当サービス ● 指定事業者によるサービスA ● サービスC 	<ul style="list-style-type: none"> ● 多様な主体による緩和型サービスA 	<ul style="list-style-type: none"> ● サービスB・D ● その他生活支援サービス
	費用	ケアプラン作成 1 件当たり	ケアプラン作成 1 件当たり	初回のケアプラン作成 1 件当たり
	件数等	499,232件 (1,455市町村)	39,005件 (327市町村)	2,258件 (267市町村)

個別の計画の策定 → 高齢者の選択と継続的な活動・参加支援の充実

実施要綱改正後	考え方	ケアプランの策定が制度上必須となるもの（介護予防支援と同様に行う必要があるもの）	ケアプランの策定の要否やケアマネジメントプロセスの簡略化などについて、市町村の判断のもとで柔軟に行うもの	専門職のゆるやかな関わり合いのもとで、地域の多様な主体との連携を図りながら実施するもの
	対象のサービス	<ul style="list-style-type: none"> ● 従前相当サービス ● サービス・活動A ● サービス・活動C <small>※ケアプランと第1号事業費が連動する場合 ※ケアプランで利用期間を定める場合</small> 	<ul style="list-style-type: none"> ● サービス・活動A ● サービス・活動C 	<ul style="list-style-type: none"> ● サービス・活動B・D（サービス・活動A） ● その他生活支援サービス
	業務の性質に応じた費用等の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ● ケアプラン作成 1 件当たり ※1 <small>※額の変更のみ可能</small> 	<ul style="list-style-type: none"> ● ケアプラン作成 1 件あたり ※2 <small>※独自の評価(加算)設定が可能</small> 	<ul style="list-style-type: none"> ● 初回のケアプラン作成 1 件当たり ※2 <small>※独自の評価(加算)設定が可能</small>

ケアマネジメントB・Cについては、
 ・ 高齢者の選択を適切に支援するためのインテーク
 ・ 孤独・孤立などのハイリスク者へのアプローチ
 ・ 継続参加率向上のための活動状況のフォローアップ
 ・ リハ職などとの連携による支援
 など、①～⑥のような、ケアプラン作成件数単位では評価しづらい高齢者の選択と継続的な活動・参加支援に資する業務の実施体制整備に係る委託費(実施に当たる者の人件費等)を、別途、包括的に支払うことが可能とする

※1：ケアプランの作成は必須（内容は省令の規定による）

- ① ケアプラン策定をしない場合のアセスメントや事業実施者との連携
- ② サービス・活動事業の利用に至らなかった場合のアセスメントや利用調整等
- ③ 孤独・孤立の状況にある者に対する地域の多様な活動への参加支援のためのアウトリーチ等
- ④ サービス・活動B・D等の利用者に対し、自宅や活動の場への訪問・実施者からの報告等を通じ、状況等を定期的に把握すること（利用者や事業実施者への助言等を含む）
- ⑤ 目標の達成等がなされ、サービス・活動事業の利用終了が適切と認められる者に対し、その選択・目標に応じて、地域の多様な活動につなげるための援助
- ⑥ 地域のリハビリテーション専門職等との連携・協働（支援方針の検討のためのカンファレンスの実施等）

※市町村は、事前に都道府県・郡市区医師会等や地域の医療機関等との調整の上、連携等の体制を整備

※2：ケアプランの作成要否・内容等含め市町村の判断による

令和8年度からの介護予防ケアマネジメント

介護予防ケアマネジメントA	介護予防ケアマネジメントB
訪問介護相当サービス	かむかむ訪問
通所介護相当サービス	栄養訪問
元気アップリハビリ教室	ころばん教室
訪問型サービスA	いきいきサービス (一色・幡豆)
緩和型通所サービス	
ミニデイサービス	

※介護予防ケアマネジメントCは該当事業無し